

令和 7 年 1 月 6 日

関 係 各 位

一般社団法人薬学教育協議会
北海道地区調整機構
委員長 平 野 剛

北海道地区での薬学実務実習費の消費税の取扱いについて

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、薬学実務実習の受入・調整並びに指導者の養成など当機構の事業
に対しまして格段のご理解とご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、薬学教育 6 年制に伴い薬局・病院において実施されております薬学
実務実習に係る実習費については現在、消費税が課せられております。

しかし、この薬学実務実習は薬学教育の必修科目として全学生に行われて
いるもので、委託の有無に関わらず課税することが適当ではないとの考えか
ら、薬学教育協議会病院・薬局実務実習中央調整機構委員会では、課税対象
外としていただく要望を関係省庁等に要望してきております。更に、全国各
地区調整機構の消費税の取扱いも統一されていないのが現状であります。

令和 6 年度第 2 回運営会議において、消費税増税に伴う取扱いについて協
議した結果、北海道地区における薬学実務実習費の消費税の取扱いは、今年
度と同様に令和 7 年度においても内税として取扱うことといたしましたので
お知らせします。

つきましては、大学および薬学実務実習生受入医療提供施設におかれまし
ては、何卒ご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

お問い合わせ先：北海道地区調整機構事務局
E-MAIL：do-kikou@doyaku.or.jp